

県外産業廃棄物の処理に係る放射線の測定に関する事項

1 県外産業廃棄物に係る事前協議

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という）の排出事業者は、搬入する産業廃棄物の放射性セシウム濃度（セシウム134とセシウム137の合計量をいう。以下同じ。）の測定を行い、その結果書の写しを県外産業廃棄物搬入事前協議書（以下「事前協議書」という。）に添付すること。県は、その結果により搬入の可否を判断するものとする。ただし、下記2の事項に該当する場合は、この限りでない。

既に、事前協議が終了し、現在においても継続的に県外から搬入している場合は、次に搬入する前に、放射性セシウム濃度の測定を行い、事前協議書を提出した総合支庁環境課に測定結果書の写しを提出すること。

また、継続的に搬入する場合には、2回目以降の測定は当面の間、原則として1か月に1回実施すること。

なお、放射性物質の新たな降下がなく、データが蓄積され明らかな減少傾向が示される場合には、測定頻度を減ずることができるものとする。

2 放射性セシウム濃度の測定を要しない産業廃棄物

(1) 医療機関等の屋内から発生する感染性廃棄物等（ただし、当該廃棄物が建屋外で保管されるような場合は除く。）

(2) 屋内の事業場等から発生する産業廃棄物（ただし、次のものについては除く。①事業場内から発生する汚泥②原材料等が容器等に梱包されることなく建屋外で保管されている場合③製造工程の途中で建屋外での作業が行われる場合④当該廃棄物が容器等で密閉されることなく建屋外で保管されるような場合）

(3) その他知事が認める場合

3 産業廃棄物を処理する場合の放射性セシウム濃度等の測定

処理する者（産業廃棄物の処分及び保管を行う者（以下「事業者等」という。）は、最終処分場からの放流水、焼却施設から排出される燃え殻、ばいじん、排ガス、排水等について、放射性セシウム濃度を測定するものとする。

測定の頻度は、原則として放流水及び排ガス、排水については1か月に1回、燃え殻及びばいじん等については搬出の都度とする。

なお、空間放射線量率が急に高くなった場合、処理する廃棄物の種類や性状に変更がある等の場合には、上記に関わらず速やかに放射性セシウム濃度を測定すること。

また、放射性物質の新たな降下がなく、データが蓄積され明らかな減少傾向がみられる場合には、測定頻度を減ずることができるものとする。

空間放射線量率の測定は、当面の間、処理施設がある敷地出入り口付近において週1回以上測定するものとする。

4 測定方法等

測定方法は、放射性セシウム濃度の測定にあたっては、ゲルマニウム半導体検出器

によるガンマ線スペクトロメトリー等とし、空間放射線量率の測定については、シンチレーションサーベイメータ等により地上1 mで行うことを基本とする。

- (1) 搬入する産業廃棄物、燃え殻、ばいじん等を測定する際の検出下限値については、放射性セシウム濃度は50Bq/kg（セシウム134とセシウム137の検出下限値がそれぞれ25Bq/kg以下であること。）程度であることが望ましい。
- (2) 放流水及び排ガス、排水を測定する際の検出下限値については、10Bq/L、1Bq/m³N（セシウム134とセシウム137の検出下限値がそれぞれ5Bq/L、0.5Bq/m³N以下であること。）程度であることが望ましい。
- (3) 空間放射線量率は0.01 μ Sv/h程度が確保できることが望ましい。

5 試料のサンプリング方法

- (1) 産業廃棄物の放射性セシウム濃度は、測定する物の性状や試料採取箇所によってばらつきがあると考えられるので、試料採取にあたっては日本工業規格（JIS-K0060「産業廃棄物のサンプリング方法」）等を準用すること。
- (2) 建築物の解体等により発生する産業廃棄物で、解体前に測定する場合は、原則として測定に必要な量を屋根又は外壁等の建築物の表面5箇所からサンプリングすること。

6 測定結果の報告等

- (1) 排出事業者は、上記1の継続的に搬入することにより、2回目以降の測定が必要な場合は、測定の都度、事前協議書を提出した総合支庁環境課に測定結果書の写しを提出すること。

総合支庁環境課は、排出事業者から報告があった場合は、循環型社会推進課に報告すること。

- (2) 総合支庁環境課は、上記1の既に事前協議が終了したもので、放射性セシウム濃度の測定結果書の提出があった場合は、循環型社会推進課に報告すること。
- (3) 総合支庁環境課が事前協議書の審査及び結果の通知を行う場合は、事前協議書を受付した際に、事前協議書、産業廃棄物の発生工程を明らかにした書類及び放射性セシウム濃度の測定結果書の各写しを循環型社会推進課に提出すること。

循環型社会推進課は、放射性セシウム濃度を確認し、その結果を総合支庁環境課に連絡するものとする。総合支庁環境課は、その結果を踏まえて審査し、事前協議者等に事前協議の結果を通知すること。

- (4) 事業者等は、上記3により測定した結果について、毎月の結果をとりまとめ翌月10日まで処理施設がある地域の総合支庁環境課に報告すること。総合支庁環境課は、事業者等から報告があった場合は、循環型社会推進課に報告すること。

なお、上記3の測定により放射性セシウム濃度の基準を超えた場合又は敷地境界での空間放射線量率が0.19 μ Sv/hを超えた場合には、前記にかかわらず直ちに県に報告するものとする。

7 結果の公表等

県は、上記6の報告内容を公表する。